

# 横浜市国民健康保険運営協議会

日時 平成 28 年 3 月 30 日 (水) 午後 2 時から  
場所 関内新井ビル 11 階 A 会議室

## 次 第

### 開 会

健康福祉局長あいさつ

委員紹介

定足数確認報告

### 議 事

- 1 平成 28 年度国民健康保険事業費会計予算について
- 2 横浜市国民健康保険条例の一部改正等について
- 3 データヘルス計画について
- 4 その他の報告事項について

### 閉 会



横浜市国民健康保険運営協議会 議事録要旨

日 時	平成 27 年 12 月 1 日 (火) 午後 2 時～午後 4 時
開催場所	関内新井ビル 11 階 A 会議室
出席者	委員 21 名 (傍聴者 0 名)

議事 1 会長及び会長職務代行者の選任について	
	会長及び会長職務代行者について、それぞれ山崎委員、芳賀委員が推薦され、審議の結果了承され、就任した。
議事 2 平成 26 年度横浜市国民健康保険事業費会計決算について	
事務局	<p>(資料に基づき説明)</p> <p>平成 26 年度の国民健康保険事業費会計は、歳入約 3,489 億円に対し、給付費等の歳出は約 3,443 億円で、単年度収支は差し引きで約 46 億円の黒字となった。平成 25 年度の累積黒字約 115 億円と合計すると、161 億円の累積黒字が生じた。</p> <p>歳入においては、繰越金を除いた対予算比で約 201 億円の減が生じた。歳出においては、対予算比で約 247 億円の減が生じた。歳出の減が歳入の減を上回ったため、単年度黒字が生じた。</p> <p>平成 26 年度は現年度分保険料の徴収強化を各区で実践した結果、現年度分収納率が前年度比 1.01 ポイント増となり 92.52%を達成した。</p> <p>今後の取り組みとしては、ジェネリック医薬品の個別差額通知、重複・頻回受診者対策、特定健診受診勧奨通知の発送、糖尿病化予防モデル事業を実施し、医療費適正化を図っていききたい。また、保険料収納対策の推進も引き続き進めていききたい。</p>
高橋委員	収納率が上がった原因は何か。
事務局	納期内に納付していただくように働きかけるなどの滞納の未然防止の取組を実施し、滞納に至ってしまった場合は納付相談窓口で丁寧に対応している。応答いただけない場合は滞納処分を行っている。
山崎委員	ジェネリック医薬品個別差額通知の実施状況は
事務局	平成 23 年度から実施しており、現在、年 6 回行っている。累計で約 47 万人に通知しており、約 2 万 7000 人が変更している。これまで約 9 億 5000 万円の縮減効果があったと考えている。
丸山委員	医療費が見込みを下回ったのは、医療費適正化の取組が功を奏しているのか。
事務局	例えば、重複・頻回受診者対策については、7 月から取組を始めたためまだ明確に効果額はジェネリックのようには出ていないが、医療費の縮減に一定の効果が生じると考えている。

議事3 特定健康診査等事業の実施状況等について	
事務局	(資料に基づき説明) 平成 25 年度特定健診実施結果によると、受診率は平成 22 年度以降上昇傾向に転じており、20.4%となっている。 メタボリックシンドローム判定の該当者数・割合ともに、わずかに増加している。 特定保健指導の利用率は 4.9%と低迷しているが、利用者の腹囲等は改善しており、一定の効果があったと考えている。 平成 26 年度の法定報告については、特定健診の受診率は 21.5%で前年の 20.4%を上回っている。特定保健指導については、低迷傾向にあったが少し持ち直し、6.7%となっている。 受診率向上のための対策として、11 月に未受診者勧奨ハガキを送付し、送った方々の受診率は 58.8%となっている。 糖尿病重症化予防事業については、平成 26 年度はモデル区 3 区で実施している。 特定健康診査等実施計画の第 2 期計画に基づく目標値達成に向け、未受診者勧奨はがきの送付、啓発物の工夫、土・日曜の健診受診等の方法策に取り組んでいる。
芳賀委員	糖尿病重症化予防事業の今後の展開の見込は。
事務局	すべての区での実施を検討している。
山崎委員	放置しておくとう人工透析になり医療費がとてもかかるので、早く取りかかる必要がある。医師会のご意見はどうか。
与那嶺委員	未知の人で受診しない人を受診につなげる必要がある。勧奨により受診者が増え受けきれないことがあるので、受診勧奨の時期をずらすのが効果的であると考え。
山本委員	特定健診ではなくて、別の健康診断を受診している人も多くいるかと思うがどうか。
事務局	市民意識調査でも会社の健康診断受診者はかなりいるようだ。真の未受診者をどうやって追跡するかは課題である。
白井委員	40 歳から 65 歳までの人の受診率を上げることは、この健診が始まってからの課題である。報道関係の方、自治体の協力がなければ上がっていかないと思う。服薬状況が増えているという話だが、受診勧奨の結果服薬を始めたのか、高齢化にともない病気になったのか見なければいけないと思うがその辺は把握しているか。
事務局	データを分析中ではあるが、両面あると考えている。
議事4 国民健康保険制度の見直しについて	
事務局	(資料に基づき説明) 国の「国民健康保険制度の見直し」検討の経緯・内容について説明。
議事5 その他の報告事項について	
事務局	次回の運営協議会の開催日程は、3月下旬ごろを予定している。

議事1 平成28年度国民健康保険事業費会計予算について

歳入

(単位:千円)

科目	年度	平成28年度(A)	平成27年度(B)	増△減(A)-(B)	増加率(%)	備考
(1) 保険料		87,140,965	90,462,339	△3,321,374	△3.67	下の表を参照
医療分	① 一般	58,672,947	59,388,311	△715,364	△1.20	
	② 退職	1,304,230	2,311,793	△1,007,563	△43.58	
介護分	① 一般	7,877,111	8,195,255	△318,144	△3.88	
	② 退職	341,913	621,587	△279,674	△44.99	
支援分	① 一般	18,641,649	19,416,840	△775,191	△3.99	
	② 退職	303,115	528,553	△225,438	△42.65	
(2) 一部負担金		8	8	0	0	
(3) 国庫支出金		71,560,213	72,094,232	△534,019	△0.74	療養給付費等負担金等
(4) 療養給付費交付金		4,586,081	8,968,157	△4,382,076	△48.86	退職被保険者等の医療費等に係る支払基金からの交付金
(5) 前期高齢者交付金		91,966,819	93,665,454	△1,698,635	△1.81	前期高齢者(65歳から74歳)の財政調整に係る支払基金からの交付金
(6) 県支出金		18,928,902	19,053,250	△124,348	△0.65	県調整交付金等
(7) 共同事業交付金		92,870,805	90,646,997	2,223,808	2.45	県内市町村国保間における共同事業にかかる交付金
(8) 繰入金		32,356,404	33,840,363	△1,483,959	△4.39	1人あたり 38,506 円 保険料負担緩和分等に対する繰入金
(9) 繰越金		3,497,374	2,308,690	1,188,684	51.49	
(10) 諸収入		841,881	985,627	△143,746	△14.58	
歳入計		403,749,452	412,025,117	△8,275,665	△2.01	

保険料率(見込)、1人あたり保険料及び被保険者数

		平成28年度(A)	平成27年度(B)	増△減(A-B)	
保険料率	医療分	均等割料率	見込 31,740円	31,040円	700円
		所得割料率	見込 6.43%	6.29%	0.14 ポイント
	介護分	均等割料率	見込 12,170円	12,440円	△270円
		所得割料率	見込 2.03%	2.11%	△0.08 ポイント
	支援分	均等割料率	見込 10,170円	10,270円	△100円
		所得割料率	見込 2.02%	2.09%	△0.07 ポイント
1人あたり 保険料	医療分(当初予算時)	71,400円	70,300円	1,100円	
	介護分(当初予算時)	27,520円	27,960円	△440円	
	支援分(当初予算時)	22,389円	22,419円	△30円	
被保険者数	全体		840,290人	883,500人	△43,210人
	一般		826,879人	860,100人	△33,221人
	退職		13,411人	23,400人	△9,989人
	介護2号被保険者数		296,682人	313,165人	△16,483人
	(参考)世帯数全体		531,686世帯	549,900世帯	△18,214世帯

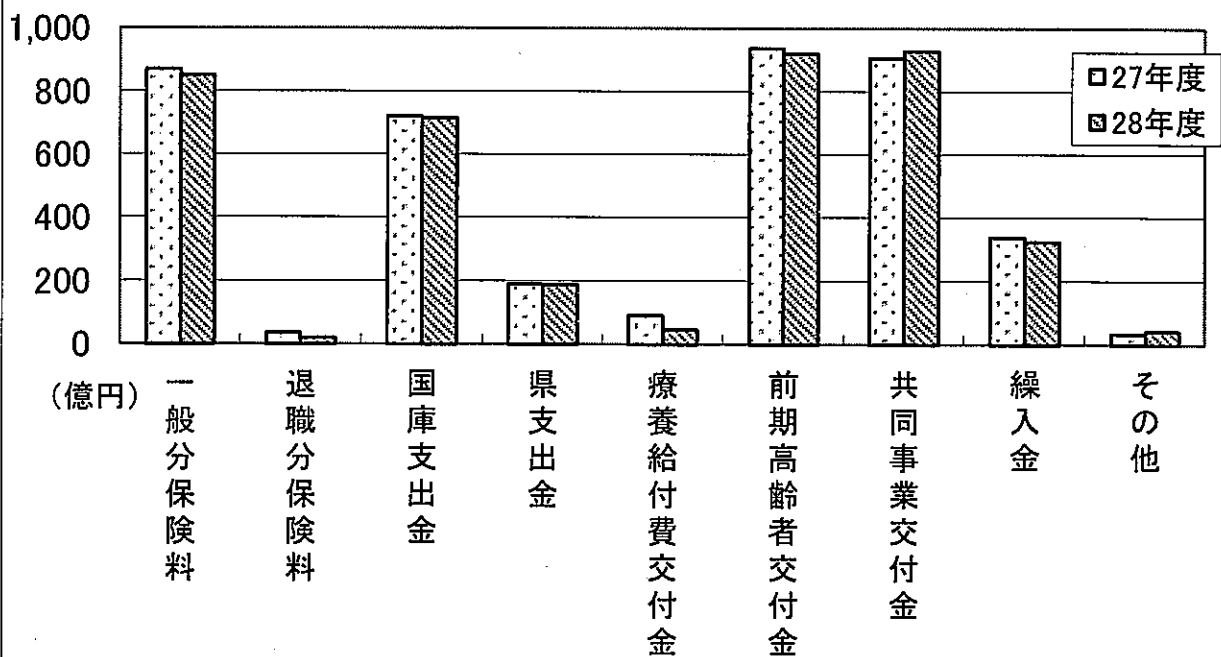
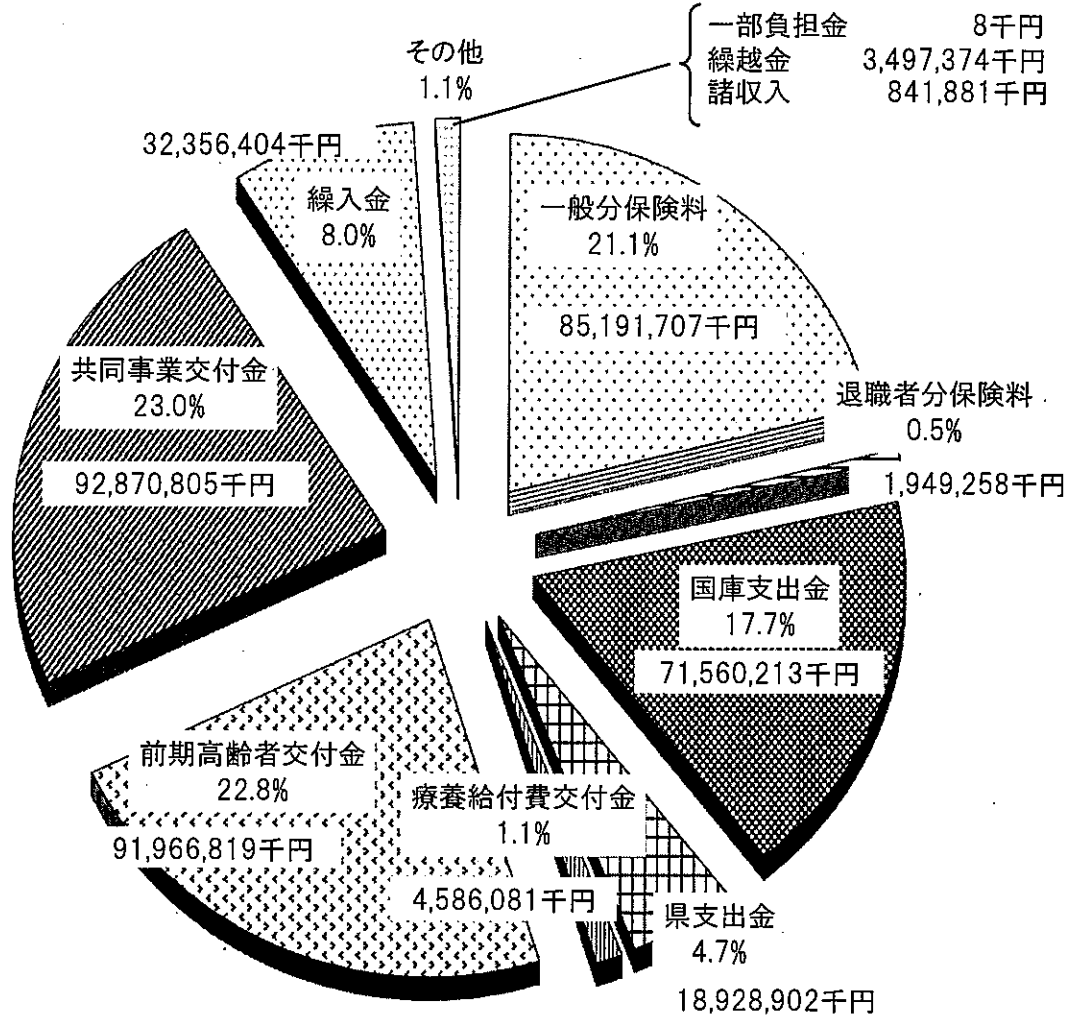
歳 出

(単位:千円)

科 目 \ 年 度	平成28年度 (A)	平成27年度 (B)	増△減 (A)-(B)	増加率(%)	備 考
(1) 総務費	5,412,458	5,837,255	△424,797	△7.28	職員人件費、一般事務費等
(2) 保険給付費	398,326,994	406,177,862	△7,850,868	△1.93	
① 給付費	236,566,510	239,303,866	△2,737,356	△1.14	被保険者数 (前年度) 826,879 人 ( 860,100 人) 受診率 17.67 回 ( 17.59 回) 1件あたり医療費 19,359 円 ( 18,959 円) 1人あたり医療費 342,003 円 ( 333,487 円) 出産育児一時金 @42万円 3,916 件 ( 4,058 件) 葬祭費 @5万円 4,720 件 ( 5,134 件)
② 退職被保険者等 給付費	4,918,237	8,549,498	△3,631,261	△42.47	被保険者数 (前年度) 13,411 人 ( 23,400 人) 受診率 21.50 回 ( 22.88 回) 1件あたり医療費 19,279 円 ( 19,395 円) 1人あたり医療費 414,537 円 ( 443,733 円)
③ 後期高齢者支援 金等	44,205,305	46,754,311	△2,549,006	△5.45	高齢者医療確保法に基づく拠出金
④ 前期高齢者納 付金等	28,819	27,248	1,571	5.77	高齢者医療確保法に基づく拠出金 (65歳から74歳の保険者間の負担調整)
⑤ 老人保健拠出金	1,298	1,651	△353	△21.38	旧老人保健法に基づく拠出金 ※事務費分のみ
⑥ 介護納付金	17,031,761	18,170,347	△1,138,586	△6.27	第2号被保険者数 (40歳から65歳未満の被保険者) 296,682 人
⑦ 共同事業拠出金	93,041,901	90,771,181	2,270,720	2.50	県内市町村国保間における共同事業に かかる拠出金
⑧ 特定健康診査・ 保健指導事業費	1,764,111	1,920,468	△156,357	△8.14	健診受診者見込数 161,085 人
⑨ 保健事業費	104,576	96,140	8,436	8.77	健康教育の各区活動等
⑩ 審査費	664,476	583,152	81,324	13.95	レセプト審査支払手数料等
(3) 予備費	10,000	10,000	0	0	
歳 出 計	403,749,452	412,025,117	△8,275,665	△2.01	

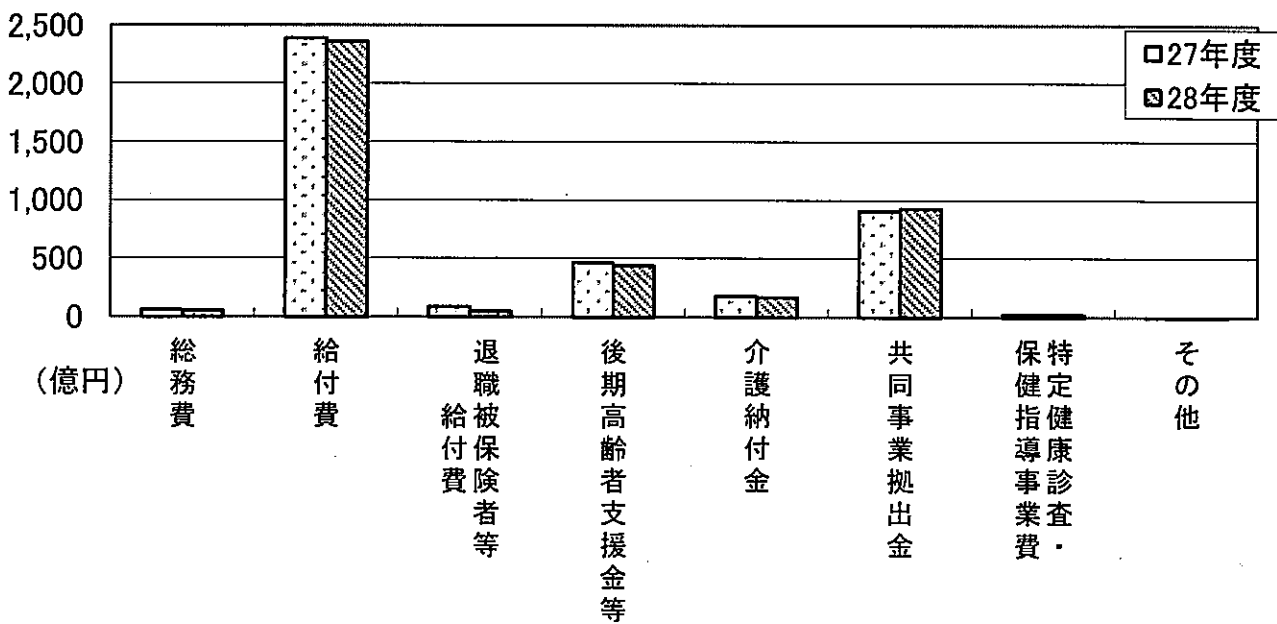
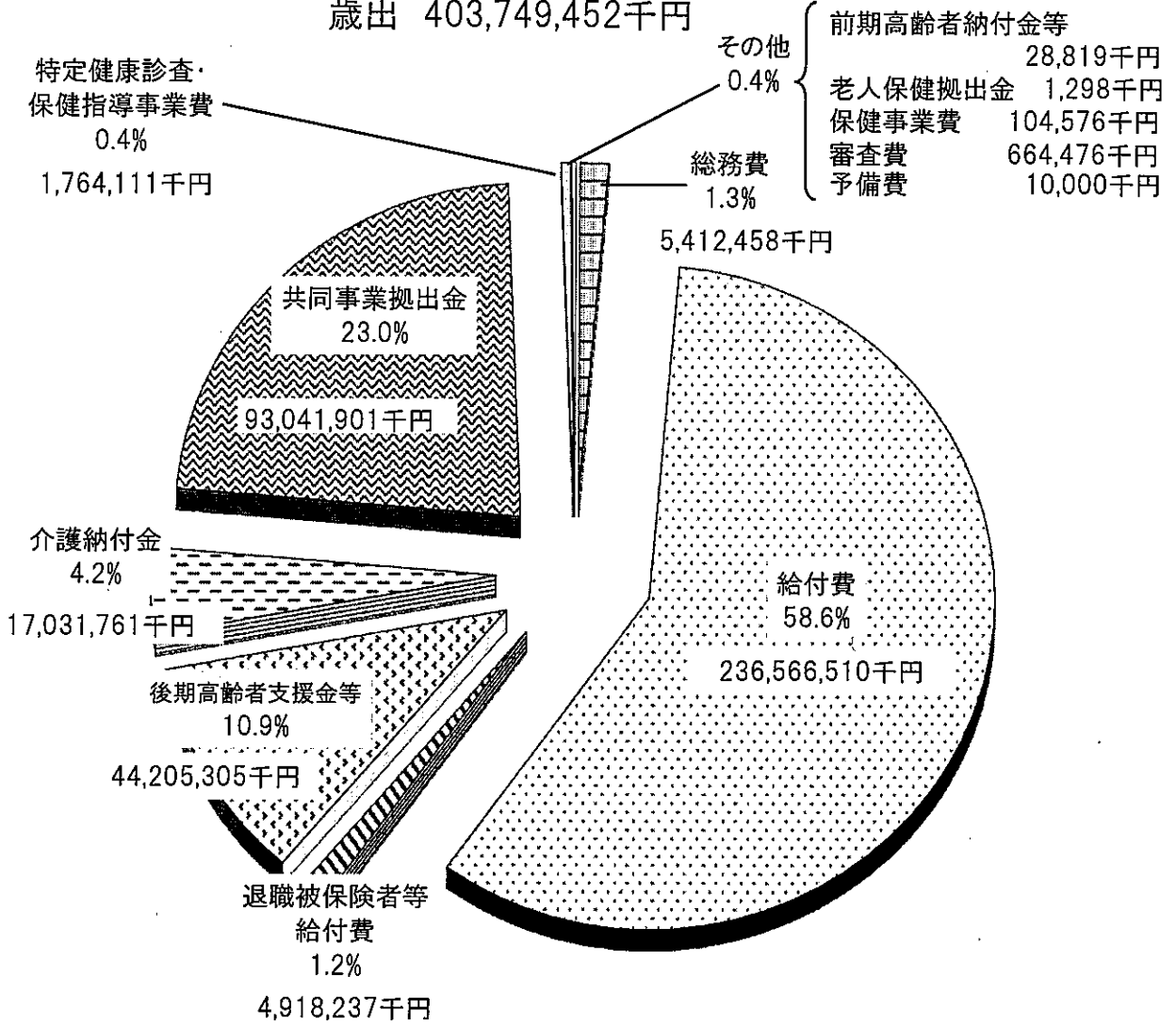
# 平成28年度国保事業会計予算〔歳入〕

歳入 403,749,452千円

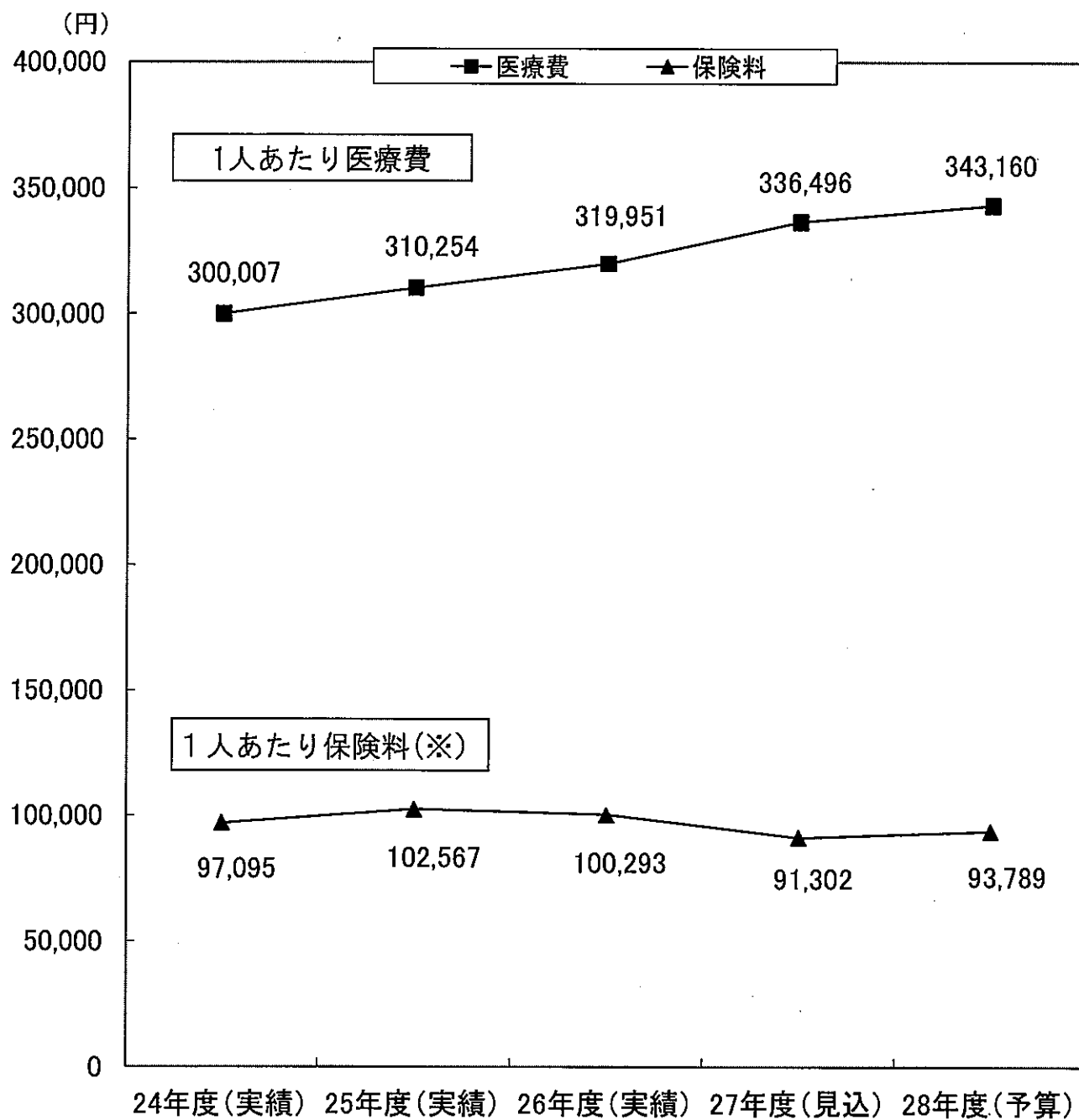


# 平成28年度国保事業会計予算〔歳出〕

歳出 403,749,452千円



## 1人あたり医療費と保険料の推移



※1人あたり医療費は一般・退職の合計額です。  
※1人あたり保険料は医療分・支援分の合計額です。



## \* 平成 28 年度の主な新規・拡充事業

### 1 データヘルス計画作成【新規】

13 ページ以降に記載しています。

### 2 レセプト 2 次点検業務委託【拡充】

電子レセプトの普及に伴い、新たにコンピュータ自動点検システムを活用して、効果的かつ効率的な 2 次点検を実施し、医療費の適正化を図ります。

### 3 年金からの特別徴収【新規】

世帯主が年金を受給している 65 歳以上 74 歳未満で構成される世帯等、一定の要件に該当する方について、平成 28 年 10 月より年金から保険料を差し引く特別徴収を実施します。

<対象要件>

- ① 世帯主が国民健康保険に加入しており、世帯内の被保険者全員が 65 歳以上 74 歳未満。
- ② 世帯主が特別徴収の対象となる公的年金を年額 18 万円以上受給している。
- ③ 世帯主の介護保険料が公的年金から特別徴収されている。
- ④ その年度の国民健康保険料と介護保険料の合算額が、公的年金受給額の 2 分の 1 を超えない。

### 4 ペイジー口座振替受付サービス【新規】

各区の保険年金課窓口を設置するポータブル専用端末に、キャッシュカードを読み込ませ、暗証番号を入力することで、専用のネットワークを介して、電子的に金融機関に口座振替の登録依頼を行うサービスを導入します。その場で手続が完了するため、利便性が高く、新規加入者の納付方法を口座振替とするために有効です。

## 議事 2 横浜市国民健康保険条例の一部改正等について

### 1 改正内容

中間所得者層の保険料負担緩和を図るため、保険料賦課限度額を引き上げる国民健康保険法施行令の改正が1月29日に公布されました。この改正を受けて横浜市国民健康保険条例においても「同額とするため」に条例改正を実施します。

#### 【保険料の賦課限度額】

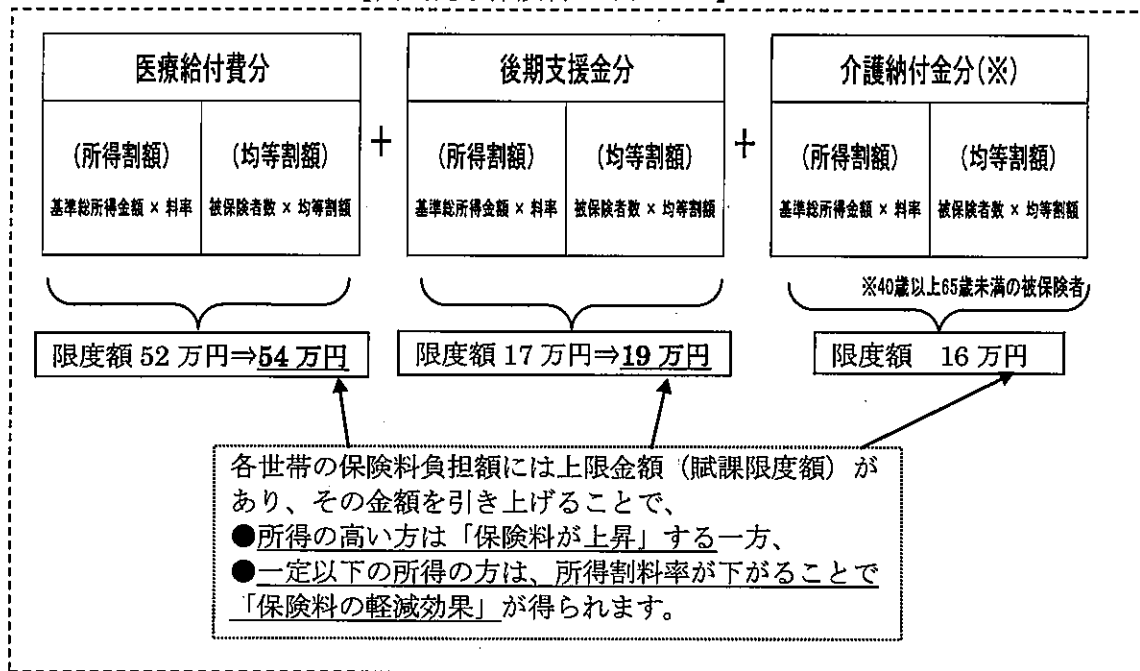
	医療給付費分	後期支援金分	介護納付金分
27年度	52万円	17万円	16万円
28年度	54万円	19万円	16万円
引上額	2万円	2万円	0万円

※保険料の賦課限度額は政令の範囲内で条例で定めることとされています。

### 2 国民健康保険料の仕組み

国民健康保険料は、医療費に応じて負担する「医療給付費分」、後期高齢者医療へ拠出する額に応じて負担する「後期支援金分」、介護保険に納付する40歳以上65歳未満の方の介護保険納付金の額に応じて負担する「介護納付金分」について、それぞれ〈所得割額〉と〈均等割額〉を合算して算定します。

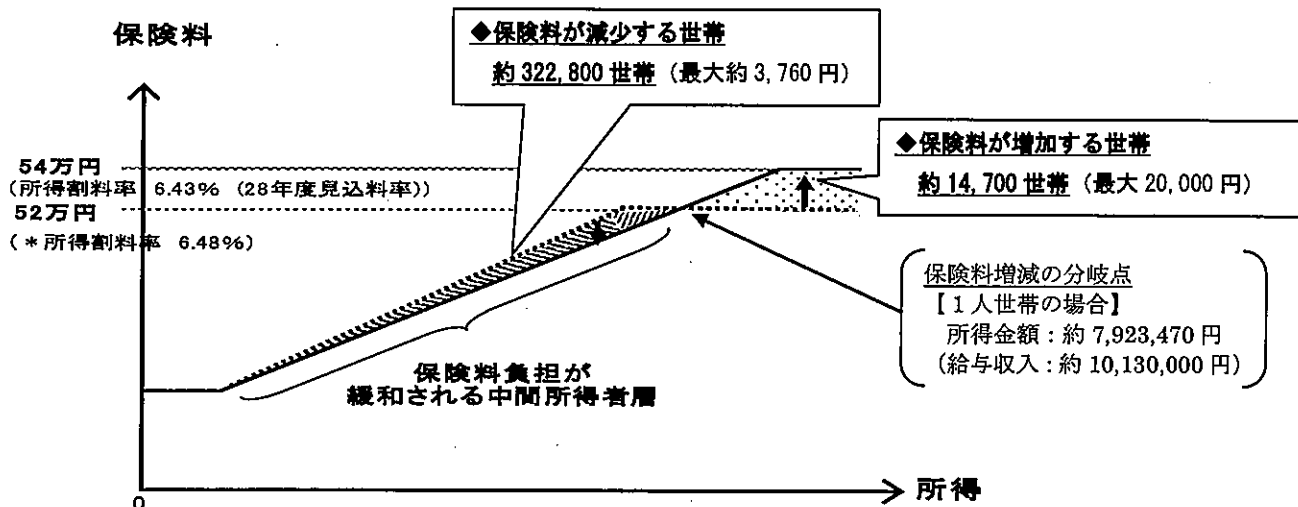
#### 【国民健康保険料のイメージ】



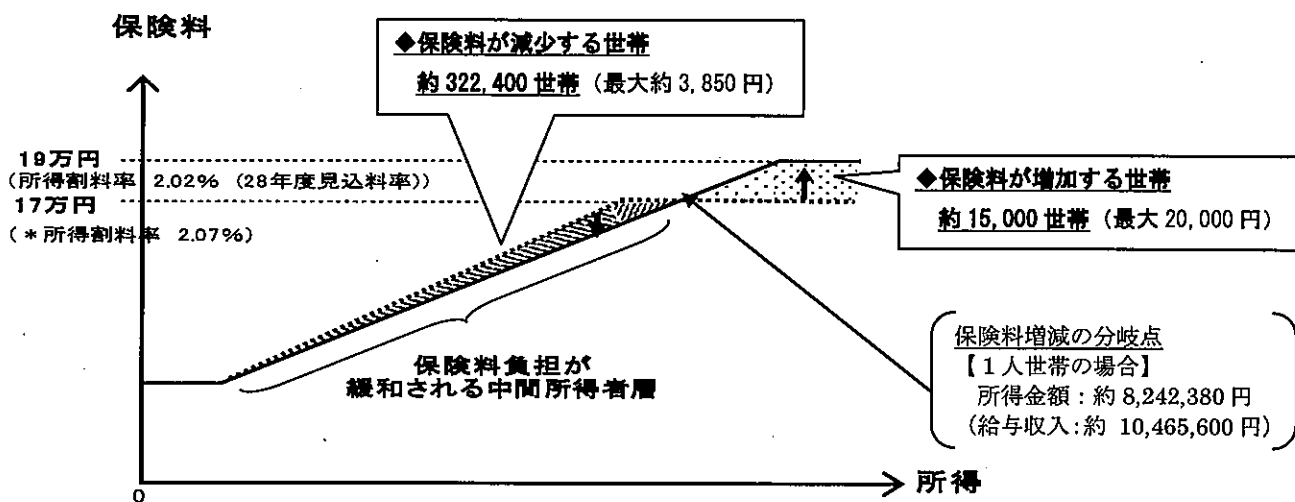
### 3 賦課限度額の引き上げの効果

賦課限度額を引き上げることにより、所得の高い方は「保険料が上昇」する一方、一定以下の所得の方は、所得割料率が下がることで「保険料の軽減効果」が得られます。

(1) 医療給付費分保険料 (イメージ)



(2) 後期支援金分保険料 (イメージ)



「\*所得割料率」は、賦課限度額を据え置いた場合の見込料率

4 賦課限度額の推移

本市では、従来より、政令で定める賦課限度額の改正に合わせ、本市条例に定める「賦課限度額の改正」も行ってきました。

単位：万円

年 度	医療分	支援分	介護分	合計
平成 21 年度	47 (47)	12 (12)	10 (10)	69 (69)
平成 22 年度	50 (50)	13 (13)	10 (10)	73 (73)
平成 23 年度	51 (51)	14 (14)	12 (12)	77 (77)
平成 24 年度	51 (51)	14 (14)	12 (12)	77 (77)
平成 25 年度	51 (51)	14 (14)	12 (12)	77 (77)
平成 26 年度	51 (51)	16 (16)	14 (14)	81 (81)
平成 27 年度	52 (52)	17 (17)	16 (16)	85 (85)
平成 28 年度	<u>54 (54)</u>	<u>19 (19)</u>	<u>16 (16)</u>	<u>89 (89)</u>

( ) 内は政令で定める限度額

5 条例の施行予定日  
平成 28 年 4 月 1 日

## 【参考】 その他の制度改正事項について

本市国保条例の改正はありませんが、その他の制度改正内容として次の事項があります。

### 低所得者の保険料負担軽減の拡大

世帯の所得が一定額以下の場合に「均等割額の7割・5割・2割を軽減」してありますが、このうち5割軽減・2割軽減について、「軽減対象となる所得基準額」を変更し、保険料均等割額の軽減対象者の拡大を行います。

#### (1) 5割軽減の基準額

(現 行) 33万円 + 26万円 × 被保険者数以下

(改正後) 33万円 + 26.5万円 × 被保険者数以下

#### (2) 2割軽減の基準額

(現 行) 33万円 + 47万円 × 被保険者数以下

(改正後) 33万円 + 48万円 × 被保険者数以下

<例：3人世帯の所得基準額>

	現行	改正後
5割減額	33万円超～111万円以下	33万円超～112.5万円以下
2割減額	111万円超～174万円以下	112.5万円超～177万円以下



# 議事3 データヘルス計画について

## 1 背景

### (1)日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)

全ての健康保険組合に対しレセプト等のデータ分析それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画(データヘルス計画)の作成・公表、事業実施等を求める。(市町村国保も同様)

### (2)健康・医療戦略(平成25年6月14日関係大臣申し合わせ)

①加入者の健康づくりや予防活動の促進が保険者の本来業務であることの周知

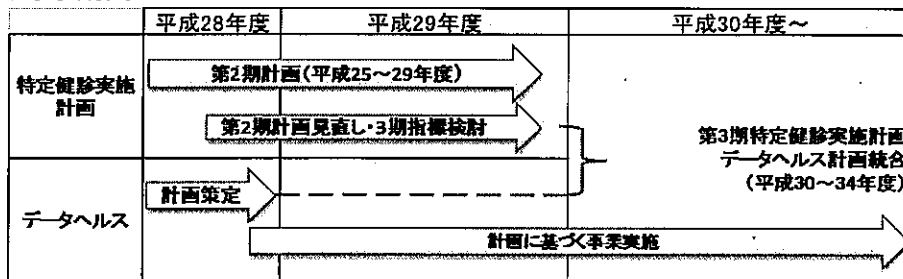
②医療費分析に基づく事業に関して指針の内容充実

「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」一部の改正(適用日:平成26年4月1日)

## 2 基本的な考え方

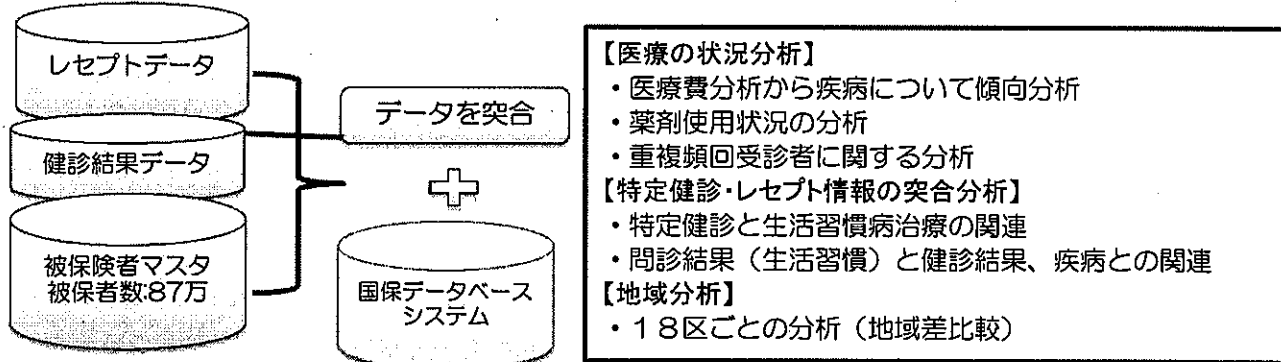
指針の改正を踏まえ、横浜市では「医療費の適正化」「被保険者の健康保持増進(健康寿命の延伸)」を目的に健診・医療費等の分析をし、効果的かつ効率的な事業をPDCAサイクルに沿って実施するために、計画の策定に取り組みます。

## 3 計画対象期間

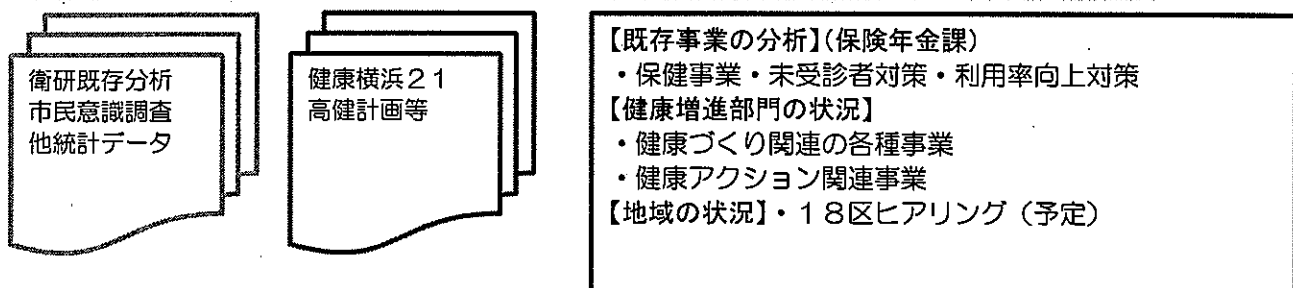


## 4 作業の進め方

### ① データ分析(健康課題の把握)



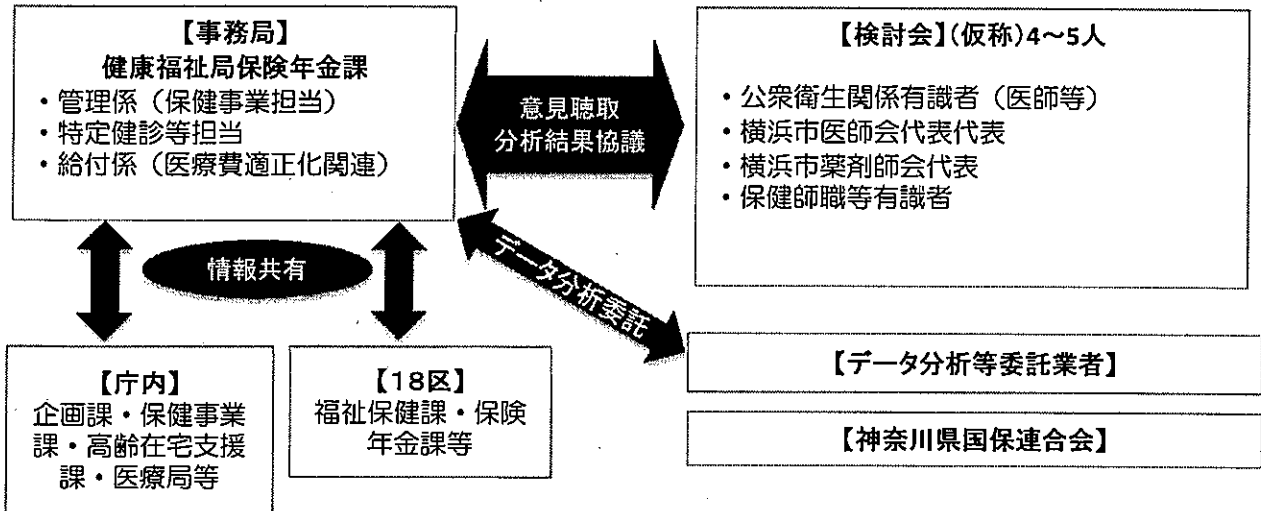
### ② 既存事業の振り返り・既存各種分析の反映・健康増進計画等との関連整理



### ③ 事業計画立案(優先順位の選定・事業化の検討)

### ④ 計画策定(素案)

## 5 計画策定体制



## 6 計画策定のスケジュール(案)

内容詳細	日程	データ分析・委託	検討会(仮称)	その他
27年度	3月			3/30 国保運営協議会① (スケジュール報告)
28年度	4月	・データ分析開始	・委員推薦依頼	
	5月		・検討会立ち上げ準備 (委員への依頼・調整)	
	6月			・関連機関への説明
	7月	・一次分析結果受領	<b>第1回検討会【実態把握】</b>	
	8月	・追加分析 ・分析結果、他統計データ等の読込	<b>第2回検討会 【実態把握～分析】</b>	
	9月			
	10月	・最終分析結果受領 ・各種事業、評価指標等検討	<b>第3回検討会 【分析～事業、評価検討】</b>	・国保運営協議会② (検討結果報告)
	11月			
	12月	・最終報告書	<b>第4回検討会 【素案に関する意見交換】</b>	素案策定
1～3月				・市民意見募集
		・計画策定		・国保運営協議会③ (最終版提示)